

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	36 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月から51年6月まで
② 昭和51年7月から同年9月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和49年8月から51年6月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料が未納とされていることが判明した。

申立期間①については、昭和49年8月に会社を退職後、国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の保険料の免除手続きを行ったものと思っていた。申立期間②については、昭和53年12月1日に、51年7月から52年3月までの保険料を納付し、領収書を所持している。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「納付書領収証書」によれば、申立人は、昭和53年12月1日に、A社会保険事務所（当時）が発行した納付書により、申立期間②を含む51年7月から52年3月までの国民年金保険料について、過年度納付したことが確認できる。

また、申立期間②については、本来、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったため、保険料を還付する必要があるものの、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）からは、当該保険料の還付手続きが行われた事実は確認できず、申立人が、申立期間②を含む昭和51年7月から52年3月までの保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われたことは明らかであり、時効であったことを理由として、申立期間②の保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立人は、申立期間①当時、申立人の夫に係る国民年金の加入手続及び保険料の免除手続を行った記憶はあるが、申立人自身に係る当該手続を行った記憶は無く、夫に係る手続を行えば、申立人自身も保険料が申請免除になると思っていたと主張している。しかし、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 53 年 2 月 14 日以降であると考えられることから、この時点では、申立期間①の保険料について、遡って申請免除の手続を行うことはできない上、申立期間①の国民年金保険料を申請免除したことを示す関連資料が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかにも保険料を申請免除したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①の保険料が免除されていたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係るA社における標準報酬月額について、平成19年3月及び同年4月を12万6,000円、同年5月から同年7月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月1日から同年5月1日まで
② 平成19年5月1日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成19年3月以降の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、報酬月額は同年3月以前と同様20万円を超えていたため、調査の上訂正してほしい。

なお、両申立期間に係る給与は未払いであり、「未払い金に関する証明書」をA社から手交されている。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、当初22万円と記録されていたところ、平成19年7月24日に受理された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）において、同年3月1日に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された両申立期間に係る給与明細書によると、申立期間①において標準報酬月額12万6,000円に見合う給与額が支給されていたこと、申立期間②において標準報酬月額22万円に見合う給与額が支給されていたこと、及び両申立期間において標準報酬月額22万円に見合う厚

生年金保険料の控除が行われていたことが記載されている。

また、A社が申立人に発行した「未払い金に関する証明書」の記載内容などから総合的に判断すると、申立期間において、事業主は、申立人に給与明細書及び同証明書に記載された給与額を支払うとともに、給与明細書及び同証明書に記載された厚生年金保険料を申立人の給与から控除し、社会保険事務所（当時）に納付すべき責を負っていたものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、両申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び「未払い金に関する証明書」により、平成19年3月及び同年4月を12万6,000円、同年5月から同年7月までを22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、両申立期間に係る月額変更届が事業主により社会保険事務所に提出されていたことが確認できることから、事業主は、給与明細書等において確認及び推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月1日から48年6月11日まで

年金事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、A社B事業所において坑内勤務していた昭和45年5月1日から48年6月11日までの期間について、厚生年金保険第1種被保険者と記録されている旨の回答を受けた。私はA社C工場に転勤する前の約3年間、坑内勤務をしており、A社からの坑内勤務証明書に、3年1か月の坑内勤務期間がある旨の記載があるので、申立期間について、第3種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A社B事業所発行の「坑内勤務証明書」により、申立人が、3年1か月に渡って坑内勤務をしていたことが確認できる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が名前を挙げた、同じような勤務体系だったとする同僚は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として記録されている。

さらに、申立期間前に申立人と同部署に勤務したとする同僚二人に照会したところ、一人から、申立人は、申立期間において、坑内の機械の保全を担当しており、常時坑内入坑者の扱いであったはずである旨及び常時坑内入坑者は、第3種被保険者として取り扱われていたはずである旨の証言が得られた。

加えて、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚、及び同僚照会の結果から申立人と同じ施設課勤務であったことが判明した同僚計4人の被保険者原票によると、そのうち3人が、自身及び他の同僚が証言する勤務形態と被保険者種別は一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間について厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者種別に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

茨城厚生年金 事案 1621

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成4年6月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月30日から4年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和63年4月1日から平成4年6月1日までの期間のうち、3年11月30日から4年6月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。4年6月1日まで継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成3年11月30日と記録されているが、当該処理は、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった4年1月16日の後の同年6月8日に、3年11月30日まで遡って資格喪失日の変更が行われたことによるものであることが確認できる。

一方、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和63年4月1日、離職日が平成4年5月31日となっていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された取引明細証明書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、給与の支給を受けていたことが推認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本において、申立人は役員ではなかったことが確認できるとともに、申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、

申立人は、同社において、B職及びC職として勤務していたとの証言が得られた。

加えて、オンライン記録によれば、A社は、申立期間においては、当初厚生年金保険の適用事業所としての記録が無かったものの、同社は法人事業所であることなどから、申立期間当時の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日の平成4年6月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録にあるA社における平成3年10月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る船員保険料を、船舶所有者により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とする事が必要である。

なお、船舶所有者が申立人の当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年2月17日から同年3月1日まで
② 昭和48年3月1日から同年4月1日まで

年金事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、A社所有の船舶において勤務していた昭和48年2月17日から同年4月1日までの期間について、加入記録が無い旨の回答を受けた。当該時期は、新造船（B船舶）の調理機器の工事等に従事しており、船員保険に加入していたはずなので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、一人から、自身が退職した後のことであるため直接は知らないが、申立人が両申立期間においてA社所有のB船舶の新造作業に従事していたとする証言が得られた。

また、申立人が、共にB船舶の新造作業に従事したとして名前を挙げた同船の船長及び機関長は、A社に係る船員保険被保険者名簿において、新造作業中と推認される昭和48年2月1日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、当該船長から名前が挙げられた同船の通信長を務めていた者は、被保険者名簿において、新造作業中と推認される昭和48年3月6日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期に船員保険

被保険者資格を取得した10人に照会したところ、このうち3人が、B船舶の新造作業に従事したことが判明し、うち2人は、被保険者名簿において、新造作業中と推認される昭和48年3月1日に、もう1人は同年3月15日に、船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、当該3人から、それぞれの船員手帳により、申立人と同じ同年4月6日に同船に乗船するとして雇い入れられたが、それ以前から、同船の新造作業に従事していたとの証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る船員保険被保険者名簿の、申立人が昭和48年4月1日に被保険者資格を取得した際の標準報酬月額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、船舶所有者が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散していることから調査ができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①について、申立人が名前を挙げた船長は、自身の船員手帳の記録によると、昭和48年3月6日までB船舶とは別の船舶（C船舶）に乗船しており、申立期間①については新造作業に従事していなかったと証言している。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から、同社では航海が終わると一旦雇い止めの手続を取り、船員保険も被保険者資格を喪失させられており、同社に継続して在籍していたものの船員保険の被保険者記録には空白期間がある旨の証言が得られた。

さらに、前述の被保険者名簿において申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得したことが確認できる10人に照会したものの、申立期間①において、B船舶の新造作業に従事したと供述している同僚はいない上、当該期間において船員保険の被保険者記録が確認できる同僚も確認できない。

このほか、申立期間①に船員保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間①に係る船員保険料を船舶所有者により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1623

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日、喪失日は20年6月21日であったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年6月21日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが判明した。
私は、昭和19年から20年の春頃まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認すると、申立人は昭和19年6月1日に標準報酬月額40円で、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。ところが、同年6月に施行された厚生年金保険法において、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年10月から開始することが定められていることから、オンライン記録における申立人の資格取得日は同年10月1日となることを確認できる。

また、A社から提出された「厚生年金名簿」により、厚生年金保険の資格取得日は不明だが、申立期間において、A社B工場に在籍していることが確認できるほか、被保険者名簿上の申立人に係る年金手帳番号とも一致している。

さらに、A社に照会したところ、同社B工場に在籍していたことが確認できる旨の回答が得られた。

加えて、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人に係る資格喪失日の記載が確認できないところ、「A社年譜」に基づき、申立人に退職時期に関する記憶を確認すると、昭和20年6月10日のA社B工場空襲時には在職していたが、同年6月22日の戦災殉職者合同葬儀が行われた時点では既に退職していたと説明していることなどから判断すると、申立人の退職日は同年6月15日から同年6月20日前後であったと推認でき、申立人の厚生年金保険資格喪失日は、A社の給与の締め日（毎月20日）の翌日である同年6月21日とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については38万円、16年12月22日については37万5,000円、18年6月23日については41万5,000円、20年12月19日については45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については38万円、16年12月22日については37万5,000円、18年6月23日については41万5,000円、20年12月19日については45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については38万円、16年12月22日については36万円、18年6月23日については34万円、20年12月19日については38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については38万円、16年12月22日については36万円、18年6月23日については34万円、20年12月19日については38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については32万円、16年12月22日については33万2,000円、18年6月23日については35万円、20年12月19日については41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については32万円、16年12月22日については33万2,000円、18年6月23日については35万円、20年12月19日については41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については35万5,000円、16年12月22日については36万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、両申立期間において、35万5,000円又は36万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、35万5,000円又は36万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については35万5,000円、16年12月22日については36万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めて

いることから、社会保険事務所は、両申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については30万円、16年12月22日については28万5,000円、18年6月23日については31万円、20年12月19日については33万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については30万円、16年12月22日については28万5,000円、18年6月23日については31万円、20年12月19日については33万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については25万2,000円、16年12月22日については27万円、18年6月23日については30万3,000円、20年12月19日については31万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については25万2,000円、16年12月22日については27万円、18年6月23日については30万3,000円、20年12月19日については31万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については62万円、16年12月22日については46万円、18年6月23日については32万5,000円、20年12月19日については45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については62万円、16年12月22日については46万円、18年6月23日については32万5,000円、20年12月19日については45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については29万3,000円、16年12月22日については26万円、18年6月23日については29万円、20年12月19日については33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については29万3,000円、16年12月22日については26万円、18年6月23日については29万円、20年12月19日については33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については35万円、16年12月22日については32万5,000円、18年6月23日については30万5,000円、20年12月19日については34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については35万円、16年12月22日については32万5,000円、18年6月23日については30万5,000円、20年12月19日については34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については35万円、16年12月22日については32万円、18年6月23日については30万5,000円、20年12月19日については34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については35万円、16年12月22日については32万円、18年6月23日については30万5,000円、20年12月19日については34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については29万円、16年12月22日については33万5,000円、18年6月23日については37万5,000円、20年12月19日については40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については29万円、16年12月22日については33万5,000円、18年6月23日については37万5,000円、20年12月19日については40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については37万8,000円、16年12月22日については38万円、18年6月23日については37万円、20年12月19日については39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については37万8,000円、16年12月22日については38万円、18年6月23日については37万円、20年12月19日については39万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については23万円、16年12月22日については22万7,000円、18年6月23日については24万5,000円、20年12月19日については23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については23万円、16年12月22日については22万7,000円、18年6月23日については24万5,000円、20年12月19日については23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については42万6,000円、16年12月22日については39万5,000円、18年6月23日については45万円、20年12月19日については48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については42万6,000円、16年12月22日については39万5,000円、18年6月23日については45万円、20年12月19日については48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については28万円、16年12月22日については30万5,000円、18年6月23日については27万5,000円、20年12月19日については36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については28万円、16年12月22日については30万5,000円、18年6月23日については27万5,000円、20年12月19日については36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については27万4,000円、18年6月23日については24万円、20年12月19日については7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成18年6月23日
③ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については27万4,000円、18年6月23日については24万円、20年12月19日については7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認

めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については18万5,000円、16年12月22日については27万円、18年6月23日については30万円、20年12月19日については32万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については18万5,000円、16年12月22日については27万円、18年6月23日については30万円、20年12月19日については32万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については15万1,000円、16年12月22日については24万5,000円、18年6月23日については26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 22 日
② 平成 16 年 12 月 22 日
③ 平成 18 年 6 月 23 日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については15万1,000円、16年12月22日については24万5,000円、18年6月23日については26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認

めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については36万円、16年12月22日については39万5,000円、18年6月23日については41万5,000円、20年12月19日については45万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については36万円、16年12月22日については39万5,000円、18年6月23日については41万5,000円、20年12月19日については45万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については23万8,000円、16年12月22日については26万5,000円、18年6月23日については31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については23万8,000円、16年12月22日については26万5,000円、18年6月23日については31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認

めていることから、社会保険事務所は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1644

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 22 日

A社から、申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かる通り、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、17万円の標準賞与額に見合う賞与の支給及び厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については8万円、20年12月19日については25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、両申立期間において、8万円又は25万円の標準賞与額に相当する賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、8万円又は25万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については8万円、20年12月19日については25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、両申立期間に係る標準賞与額に基づく保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については8万円、20年12月19日については27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、両申立期間において、8万円又は27万円の標準賞与額に相当する賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、8万円又は27万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については8万円、20年12月19日については27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、両申立期間に係る標準賞与額に基づく保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

A社から、申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かる通り、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、24万円の標準賞与額に見合う賞与の支給及び厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

A社から、申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、31万円の標準賞与額に見合う賞与の支給及び厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

A社から、申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かる通り、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、30万円の標準賞与額に見合う賞与の支給及び厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

A社から、申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かる通り、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、30万円の標準賞与額に見合う賞与の支給及び厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

A社から、申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、24万円の標準賞与額に見合う賞与の支給及び厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1652

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を14万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月19日

A社から、申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、14万5,000円の標準賞与額に見合う賞与の支給及び厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については33万円、20年12月19日については42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成20年12月19日

A社から、それぞれの申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、両申立期間において、33万円又は42万円の標準賞与額に相当する賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、33万円又は42万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については33万円、20年12月19日については42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、両申立期間に係る標準賞与額に基づく保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

A社から、申立期間に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていないとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、31万円の標準賞与額に見合う賞与の支給及び厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から51年3月まで
国民年金保険料の未納分について、遡って納付できることを結婚後に夫から聞き、自宅に来た市区町村の職員を通じて、未納となっていた申立期間の保険料を何回かに分けて納付した。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和52年4月以降に、未納となっていた申立期間の国民年金保険料について、集金に訪れた市区町村の職員に何回かに分けて納付したと主張しているが、この時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付できない上、A市区町村に確認したところ、その当時、市区町村の職員が過年度保険料を収納することは無かったとの証言を得ており、申立人の主張と一致しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もわからず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年5月から51年3月まで
年金事務所に納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和49年5月頃に国民年金の加入手続きを行い、その後、51年4月以降に未納となっていた23か月分の保険料を伯母に預け、伯母が市区町村の徴収担当職員を通じて何回かに分けて納付したと聞いている。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年頃、未納であった申立期間の国民年金保険料について、市区町村役場から送られてきた納付書により、伯母が市区町村の徴収担当職員を通じて何回かに分けて保険料を納付したと主張しているが、A市区町村に確認したところ、その当時、市区町村の職員が過年度保険料を収納することは無かったとの証言を得ており、申立人の主張と一致しない。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していないため、申立期間に係る保険料の具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年6月までの期間及び46年3月から51年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年6月まで
② 昭和46年3月から51年8月まで

社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和40年4月から41年6月までの期間及び46年3月から51年8月までの期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。

私は、昭和50年頃に、A市区町村役場から、10年遡って国民年金保険料を納付することができるとの通知が届いたため、私の両申立期間の保険料及び夫の未納期間の保険料として、合計17万円を納付した。私の夫については、平成21年10月になって、昭和36年5月から38年3月までの保険料納付記録の訂正が行われている。

このため、両申立期間について、国民年金保険料の納付事実の確認ができないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年頃、申立人の夫に係る未納期間の国民年金保険料を納付した際に、自身の両申立期間の保険料も納付したと主張しており、事実、申立人の夫については、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、50年12月15日に、38年4月から42年7月までの期間及び44年10月から47年12月までの期間の保険料を第2回特例納付していることが確認できるものの、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、52年12月2日又は同月3日であると考えられ、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人が国民年金に加入したと考えられる52年12月時点では、申立期間①及び申立期間②の大半の保険料を納付する手段は無く、仮に、その後実施された第3回特例納付期間内に保険料を納付した場合、その保険料

は、申立人が納付したと主張する夫婦二人分の未納期間の保険料 17 万円と大きく相違する。

さらに、両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から43年11月までの期間及び43年12月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年2月から43年11月まで
② 昭和43年12月から49年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、両申立期間の保険料が未納とされていた。

申立期間①については、私が20歳の時に父が加入手続を行い、41年*月から国民年金保険料を納付してきた。申立期間②については、結婚後夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年*月頃に、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間①については申立人の父が、申立期間②については結婚後夫婦二人分の保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿により48年7月以降と考えられることから、この時点では、申立期間①の全ての期間及び申立期間②の過半については時効により保険料を納付できない。

また、申立人が20歳の時に、申立人の父がA市区町村において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりであれば、申立人の国民年金手帳記号は、A市区町村を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出される「*」となるべきところ、申立人の同記号は、後に在住したB市区町村を管轄する社会保険事務所から払い出される「*」の番号であることから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から 50 年 3 月まで
年金事務所に年金加入記録を照会したところ、昭和 41 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の保険料については、妻が預金から 70 万円を引き出し、夫婦二人分を A 市区町村役場で納付したはずである。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月頃、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、夫婦二人分を一緒に納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、54 年 3 月以降と考えられることから、申立人の主張は不自然である。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立人の妻の分と一緒に、昭和 54 年 3 月 28 日に 52 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付し、申立期間直後の 50 年 4 月から 51 年 12 月までの保険料を 54 年 5 月 10 日に第 3 回特例納付制度（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで実施）を利用して納付したことが確認できるが、これは、54 年 5 月 10 日時点で、年金受給資格を得るための納付期間として 300 か月（25 年）以上が必要という条件を満たすために、納付期間がどれくらい不足しているかを計算した上で、納付したものと推認できる。

さらに、申立人は、申立人の妻が、申立人及び自身の未納保険料分として預金から 70 万円を引き出し、A 市区町村役場で納付したと主張しているが、仮に、申立人の妻が昭和 55 年 2 月 6 日に第 3 回特例納付した時点で、申立期間の保険料を一緒に納付した場合、納付額が 80 万 4,000 円となり、申立人が主張する納付額 70 万円と相違する。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から41年11月までの期間、42年2月から43年8月までの期間及び43年12月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年3月から41年11月まで
②昭和42年2月から43年8月まで
③昭和43年12月から50年3月まで

年金事務所に国民年金の加入記録を照会したところ、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。私の妻が、昭和52年4月頃に、今だと10年分の国民年金保険料が分割で納付できると説明を受け、国民年金の加入手続を行い、妻は若かったので自分の分については納付しなかったが、私の52年以前の国民年金保険料については、2、3か月ごとに自宅に訪問してくるA市区町村の集金人に、金額は覚えていないが5、6回に分けて納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者名簿により、申立人の主張とほぼ同時期の昭和52年5月に、申立人の妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、50年4月から51年3月までの国民年金保険料を52年6月28日及び同年11月28日に、51年4月から52年3月までの保険料を53年4月28日及び同年10月30日に、申立人の妻と一緒に過年度納付していることが確認できるが、52年5月の時点では、各申立期間の保険料については時効により納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、2、3か月ごとに自宅に訪問してくる集金人に同じくらいの金額を納付し、まとめて大きな金額を納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料が、特例納付制度を利用して一括納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 63 年に、住宅購入の資金として、当時の B 機関から融資を受けるのに必要であるため、C 市区町村役場において申立期間の国民年金保険料が納付されていることを確認したと主張しているが、D 機関に照会したところ、申立人が融資を受けた金額に見合う融資条件は、「通算して 15 年以上の厚生年金保険又は国民年金被保険者期間があり、申込月の前月まで連続する 24 月の保険料を継続して納入していること」であった旨の回答が得られたことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料が未納であっても、同機関の融資の条件は満たしていたものと考えられる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から同年9月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和61年6月から同年9月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。私は、最初に勤務した会社を辞める時に、先輩からアドバイスを受け、61年5月頃、A市区町村役場で国民年金の加入手続を行った覚えがあり、保険料を毎月1万円位納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年5月頃に、A市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄するB社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金手帳記号は「*」であり、申立人には、56年4月1日にC社において取得した現在の基礎年金番号「*」以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間において、申立人は国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号の記載が無い上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月から47年3月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和43年9月から47年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。
私は、昭和43年3月頃に結婚した後、夫に勧められ、同年9月頃、A市区町村役場B出張所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。その後、C市区町村に引っ越し、44年4月から47年3月までの期間については、D市区町村役場で保険料を納付していた。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和47年7月1日であることから、同年同月以降と考えられ、申立期間の一部については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料をD市区町村役場で納付していたと主張しているが、申立人が所持する「国民年金保険料納付案内」には48年9月28日を納付期限とする46年7月から47年3月までの納付書がE市区町村転居後に発行されており、同案内は48年8月以降に発行されたものと考えられることから、この時点では、当該期間が未納であったと推認される。

さらに、申立人は、申立期間について、A市区町村役場B出張所で、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に申立人の主張どおりであれば、申立人の国民年金手帳記号については、申立期間当時の居住地を管轄するF社会保険事務所（当時）において払い出される「*」となるべきである。しかし、申立人の国民年金手帳記号については、G社会保険事務所（当時）管内の市区町村に払い出される「*」であり、このほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立内容は不自然である。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年5月までの国民年金保険料については、国民年金第3号被保険者であった期間に重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年5月まで

私は、A銀行B支店から入手した「コキヤクベツ取引経過一覧表」（申立書に添付）に記載のあるとおり、国民年金第3号被保険者期間中の平成5年1月から同年5月までの国民年金保険料を、同支店から口座振替により引き落とされているものの、還付されていない。

このため、口座振替により納付した国民年金保険料が、そのままにされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A銀行B支店が申立人に発行した「コキヤクベツ取引経過一覧表」（申立書に添付）によると、申立人の主張するとおり、申立人の口座から、平成5年1月から同年5月までの国民年金保険料が引き落とされていることが確認できる。

しかしながら、C市区町村に照会したところ、申立人に係る国民年金第3号被保険者届は、同市区町村において平成5年2月24日に受付されており、次年度となる同年4月及び同年5月分の申立人に係る国民年金保険料の引き落としを金融機関に依頼することは考えられない旨の回答が得られた。

また、上記の申立人口座からの国民年金保険料引落日のうち、オンライン記録で確認できる申立人の長男に係る、平成5年4月及び同年5月分の保険料納付日と一致している上、申立人の長男がC市区町村からD市区町村に転居し、同市区町村で保険料を納付し始めた同年6月以降は申立人口座からの保険料の引き落としが確認できないところ、A銀行B支店から、保険料の引き落としは、口座名義の本人だけでなく家族の分についても可能であったとの回答が得られたことから判断すると、申立人の口座から引き落とされていた5年1月から同年5月までの保険料は、申立人の長男に係るものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を国民年金第3号被保険者であった期間に重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、平成 4 年 4 月から 5 年 3 月までの期間及び 6 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
③ 平成 4 年 4 月から 5 年 3 月まで
④ 平成 6 年 1 月から同年 3 月まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間①、②及び④の国民年金保険料が未納となっていた。また、申立期間③の国民年金保険料が全額申請免除となっていた。

私は、申立期間①については、国民年金保険料の申請免除手続きを行い、申立期間②、③及び④については、間違いなく国民年金保険料を納付していた。

このため、申立期間①、②及び④の国民年金保険料が未納とされ、申立期間③が申請免除となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金保険料の免除申請は 1 回しか行っていないと主張しているところ、オンライン記録では、平成 4 年 5 月 10 日に、申立期間③に係る全額免除申請が行われているのみであり、申立期間①に係る免除申請が行われた形跡はみられない。

また、申立人は、申立期間①について、免除申請をしたと主張しているものの、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、当該期間中に昭和 58 年 11 月から 59 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立内容は不自然である。

2 申立人は、申立期間①を除く各申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間①を除く各申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 申立人は、申立期間③の国民年金保険料を納付したと主張しているものの、A市区町村の平成4年度国民年金状況一覧表（平成5年5月1日現在）により、申立期間③の保険料が全額免除となっていることが確認できる。

また、申立期間④について、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しているところ、オンライン記録により、申立人には、平成7年12月5日に過年度保険料に係る納付書が作成され、平成6年度分の保険料を現年度納付していることが確認できることから、当該納付書は申立期間④のものと推認でき、申立期間当時、申立期間については未納であったものと推認できる。

4 申立人から提出された「平成4～6年分の確定申告書（控用）」における「年金の支払保険料」の欄に記載されている金額は、当時の国民年金保険料額と一致しない上、当該申告書に申立人の氏名の記載及び税務署の受領印も無いことから、これをもって申立期間③及び④の保険料を納付したものととは考え難い。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もなく、ほかに申立期間②、③及び④の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を申請免除していたものと認めることはできず、申立期間②、③及び④についても国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1655

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 1 日から 29 年 3 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが判明した。

私の夫は、陸軍を除隊後、その父が勤務していたA社に入社を勧められ、同社B支店及び同社C支店に勤務していたことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社(本社)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者二人及び申立人の妹の証言から判断すると、申立人は、少なくとも昭和 22 年 4 月以降の期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

一方、申立期間当時、A社(本社)又は同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者から、同社C支店においては、米の集配業務が忙しくなる時期に大勢の人を臨時に雇っていた旨の証言が得られたところ、別の者から、申立人の勤務形態は常勤ではなく、臨時雇用の扱いであり、仕事が忙しい時期にのみ勤務していたと記憶している旨の証言が得られた。

また、申立期間当時、A社本社総務部に所属していた者から、同社において、臨時雇用の者については厚生年金保険に加入させていなかった旨の証言が得られた。

さらに、A社に照会したところ、申立期間当時の資料は既に処分されており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入に係る取扱いについては確認できない旨の回答が得られたほか、当時の同社の役員及び経理事務担当者はいずれも既に他界し、照会することができない。

加えて、A社B支店は、昭和21年6月1日に厚生年金保険適用事業所でなくなっているが、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者3人は、いずれも、連絡先が不明であり照会することができない。

このほか、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 10 年 10 月 1 日から同年 11 月 10 日まで

年金事務所で厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②について、年金事務所が記録する標準報酬月額は、私が提出した給料台帳に記載されている給与支給額及び私が記憶している給与支給額と相違していることが判明した。

両申立期間の標準報酬月額について、給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成 10 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については 26 万円及び同年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については 11 万 8,000 円と記録されていたところ、同年 9 月 30 日付けで、遡って 9 万 2,000 円に引き下げ訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成 10 年 3 月分の給料台帳により、申立人の同年 3 月分（平成 10 年 2 月 21 日から同年 3 月 20 日までの期間）の給与支給額は 25 万 8,000 円であり、当該支給額に見合う標準報酬月額は 26 万円であることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿閉鎖謄本より、申立人は、申立期間①当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人から提出された債権差押調書及び年金事務所から提出された滞納処分票により、当時、A社においては厚生年金保険料を滞納しており、申立人は、当該滞納保険料の対応について社会保険事務所（当時）と協議し

ていたことが確認できる。

さらに、申立期間①当時、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者から、同社は、当時、経営が苦しく給与の遅配等もあり厚生年金保険料を滞納していたことから、申立人を含む従業員の給与を引き下げて社会保険料の納付額を圧縮した上、未納の保険料に充当していた旨及びそれらの事実については、申立人においても承知していた旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②については、前述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間②当時、申立人は、A社の代表取締役であった上、同社において経理事務を担当していた者及び同社の取締役等に照会したものの、申立人の標準報酬月額について具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、A社の債権整理を受託していた法律事務所に照会したところ、当時の資料は既に処分しており、当時の給与額及び標準報酬月額については不明である旨の回答が得られた。

このほか、申立人の申立期間②に係る給与額や厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1657

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和37年5月1日から40年7月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、申立期間についても、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社において、厚生年金保険の被保険者であった者の証言から判断すると、申立人は、昭和 40 年 7 月 1 日以前から、同社に勤務していた可能性がうかがえる。

一方、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証の記号番号「*」は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人がA社において被保険者資格を取得した際に払い出されたものであり、厚生年金保険被保険者資格を取得したのは昭和 40 年 7 月 1 日であることが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立期間当時の資料は残存しておらず、当時の事業主も既に他界しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用については、不明であるとの回答が得られた。

さらに、申立期間当時、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者及び申立人が名前を挙げた同僚のうち、連絡先が判明した8人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうちの1人から、当時、同社においては、入社後6か月の試用期間があり、同期間中は厚生年金保険に加入できなかったとの証言が得られたところ、前述の被保険者名簿における当該同僚の資格取得日は、当該同僚が主張する勤務開始時期と一致していないことが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間に

おける厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月から同年 12 月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 31 年 1 月から同年 12 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立人の履歴書が残存することから、時期は不明であるが申立人が同社に勤務していたことがあったと思われること、及び同社においては、見習期間中は厚生年金保険に加入させていなかったとの回答が得られた。

また、A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、被保険者記録が確認できる2人及び申立人が一緒に勤務していた同僚として名前を挙げた者1人の計3人に照会したところ、2人から回答が得られたものの、申立人の厚生年金保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間当時、申立人が一緒に勤務していた同僚として名前を挙げた者は、昭和 31 年 1 月以前から同社に勤務していたと回答しているが、厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、32 年 9 月 1 日であったことが確認できることなどから判断すると、同社においては、当時、見習い期間を設けており、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。